

薩摩川内市ネーミングライツ事業実施要綱

令和7年10月1日

告示第631号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が所有する施設に愛称を命名する権利を法人等に付与することにより、当該施設の更なる魅力向上及び地域の活性化に資するとともに、安定的な財源確保による持続可能な施設運営を図るため実施するネーミングライツ事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人等 法人その他の団体をいう。
- (2) ネーミングライツ 市が所有する公共施設の愛称を命名する権利をいう。
- (3) ネーミングライツパートナー 市と契約を締結してネーミングライツを付与された法人等をいう。
- (4) ネーミングライツ事業 市がネーミングライツを法人等に付与し、その対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得るための事業をいう。

(基本的事項)

第3条 ネーミングライツ事業は、市が所有する公共施設の設置目的、市が実施する事業等に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる公共施設の公共性を考慮し、社会的な信頼性及びネーミングライツ事業の推進における公平性を損なわないように実施しなければならない。

- 2 ネーミングライツ料は、原則として、市が所有する公共施設の運営及び維持管理に要する費用に充てるものとする。
- 3 市は、ネーミングライツ事業の契約期間中は、当該ネーミングライツ事業の対象施設の名称として愛称を使用するものとする。ただし、条例に規定されている公共施設の名称については、変更しないものとし、必要に応じて条例に規定されている名称を使用することができるものとする。

(対象施設)

第4条 ネーミングライツ事業の対象となる施設は、スポーツ施設、文化施設、公園その他市が所有する公共施設又はその一部（以下「対象施設」という。）とする。ただし、市がネーミングライツ事業にふさわしくないと認める施設は対象外とする。

- 2 対象施設の選定は、市長が行う。ただし、選定しようとする公共施設が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者が管理している公共施設（以下「指定管理者制度導入施設」という。）の場合は、市と指定管理者で協議の上、選定するものとする。

(規制する業種又は法人等)

第5条 次に掲げる業種は、ネーミングライツパートナーとなることができな

い。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及びこれに類する業種
 - (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業
 - (3) ギャンブル（宝くじ（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条第1項に規定する当せん金付証票をいう。）及びサッカーカーくじ（スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成15年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券をいう。）を除く。）に関する業種
 - (4) たばこ製造に関する業種
 - (5) 占い及び運勢判断に関する業種
 - (6) 興信所、探偵事務所等
 - (7) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に類する業種
 - (8) 政治団体又は宗教団体
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長がネーミングライツパートナーとして適当でないと判断した業種
- 2 次に掲げる法人等は、ネーミングライツパートナーとなることができない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員が役員となっている法人等
 - (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続中又は更生手続中の法人等
 - (3) 国會議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職にある者が役員を務める法人等
 - (4) 申込書類の提出時点で、国又は本市を含む地方公共団体における一般競争入札の参加を制限されている法人等
 - (5) 申込書類の提出時点で、市税等を滞納している法人等
 - (6) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない法人等
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長がネーミングライツパートナーとして適当でないと判断した法人等
- （愛称の使用期間）

第6条 愛称を使用することができる期間は、3年以上10年以下とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者制度導入施設については、市長は、指定管理者による指定管理の期間を考慮し、適切な期間を設定することができる。
（愛称の条件）

第7条 愛称は、公共施設にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の観点から市民の理解が得られるものであり、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれがあるもの
- (3) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- (4) 政治活動及び宗教活動に関するもの
- (5) 社会問題についての主義主張、意見広告、個人的宣伝、名刺広告その他これらに類するもの

- (6) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (7) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (8) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、愛称として使用することが不適当であると市長が認めたもの

2 前項に定めるもののほか、市長は、愛称の一部に本市の指定する名称等を使用する等の条件を付することができます。

(募集)

第8条 市長は、ネーミングライツ料その他募集に必要な事項について定めた募集要項を対象施設ごとに作成し、市のホームページ、広報紙等への掲載により広く募集するものとする。

2 市長は、前項の募集に当たって、ネーミングライツ料の希望額を設定できるものとし、希望額の一定割合以下のネーミングライツ料の提案があった場合は欠格とすることができる。

(申込み)

第9条 申込者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) ネーミングライツ事業申込書（様式第1号）
- (2) 誓約・同意書（様式第2号）
- (3) 法人等の概要を記載した書類
- (4) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (5) 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- (6) 役員名簿（様式第3号）
- (7) 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）、事業報告書又はこれらに類する書類
- (8) 市税等の滞納がないことを証する書類
- (9) 委任状（複数の法人等がグループで申し込む場合に限る。）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項第8号に掲げる書類は、市が保有する情報により当該書類の内容を確認でき、かつ、申込者が調査に同意する場合は、省略することができる。

(優先候補者の決定等)

第10条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、薩摩川内市広告事業審査会設置要綱（令和7年薩摩川内市告示第632号）に規定する薩摩川内

市広告事業審査会（以下「審査会」という。）においてその内容を審査の上、優先して市と交渉する権利を有する者（以下「優先候補者」という。）を決定するものとする。

- 2 前項の審査において、申込者が次のいずれかに該当する場合は、優先候補者の選定の対象から除外するものとする。
 - (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
 - (2) 提出書類に不備がある場合
 - (3) 申込条件に違反している場合
 - (4) ネーミングライツ料の希望額を設定する場合において、募集要項で定める一定割合に満たない場合
 - (5) その他不正行為があった場合
- 3 市長は、第1項の審査結果をネーミングライツ事業採用・不採用決定通知書（様式第4号）により全ての申込者に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により優先候補者を決定したときは、当該優先候補者と契約に係る必要事項について協議を行うものとする。
- 5 市長は、前項の規定による協議が整わなかったときは、次点順位の申込者と協議を行うことができるものとする。
（契約）

第11条 市長は、前条第4項又は第5項の規定による協議が整った場合は、当該優先候補者又は次点順位の申込者と契約を締結するものとする。

（費用の負担区分）

- 第12条 ネーミングライツ事業の実施に当たり、市は、市のホームページへの掲載及び広報紙等の発行に要する費用を負担するものとし、ネーミングライツパートナーは、看板及び標識等（以下「看板等」という。）の設置及び変更に要する費用を負担するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市及びネーミングライツパートナーは、協議により、同項に規定する費用の負担区分を変更することができるものとする。
 - 3 申込み及び契約締結に係る諸費用、契約期間の満了又は契約の解除に伴う看板等の原状回復に要する費用は、ネーミングライツパートナーが負担するものとする。

（ネーミングライツ料の納入）

- 第13条 ネーミングライツパートナーは、市長が発行する納入通知書により、市長が指定する期日までにネーミングライツ料を年度ごとに当該年度分を一括で納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（契約の解除）

- 第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、市長は、当該契約を解除されたネーミングライツパートナー（以下「解約者」という。）に対し、ネーミングライツ事業契約

解除通知書（様式第5号）により通知するものとする。

- (1) 指定する期日までにネーミングライツ料の納入がないとき。
- (2) ネーミングライツパートナーに、本市の名誉又は信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させる行為があったとき。
- (3) ネーミングライツパートナーについて、破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始の申立てがなされたとき。
- (4) ネーミングライツパートナーが法令等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (5) ネーミングライツパートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (6) ネーミングライツパートナーが第5条第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (7) ネーミングライツパートナーから契約解除の申出があったとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、市長は、既に納入されたネーミングライツ料は返還しないものとし、解約者は、看板等の原状回復に要する費用を負担するものとする。

（契約の更新）

第15条 ネーミングライツパートナーが契約期間の更新を希望するときは、契約期間が満了する日の8箇月前までに、ネーミングライツ事業更新申込書（様式第6号）に、第9条第1項第2号から第10号までに掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による更新の希望があったときは、審査会で審査を行い、その審査結果を通知するものとする。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

ネーミングライツ事業申込書

年　月　日

薩摩川内市長 様

所在地
法人名又は団体名
代表者職氏名

次のとおり、薩摩川内市ネーミングライツ事業実施要綱第9条の規定により、ネーミングライツ事業に申し込みます。

対象施設の名称	
提案する愛称	
申込みの趣旨	
ネーミングライツ料	年額 円 (消費税及び地方消費税を含む。)
愛称使用期間	年月日～年月日

※ 申込みの趣旨の欄には、以下の点を含めてご記入ください。

- ・ 貴社の今後の方向性（特にネーミングライツに関する部分）
- ・ 対象施設を希望する理由
- ・ 対象施設にネーミングライツを設定する目的
- ・ 対象施設の魅力向上に資すると考える点
- ・ その他貴社が本市に対してアピールしたい点

税情報の閲覧同意 ※同意する場合は <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 広告掲載申込みに当たり、市税等の滞納がないことを証する書類の提出に代えて税情報が閲覧されることに同意します。
--	---

誓約・同意書

ネーミングライツ事業の申込みに当たり、次の事項を誓約します。
これらが事実と相違することが判明した場合には、薩摩川内市が行う一切の措置について異議の申立ては行いません。

- 1 申込書の提出に際し、薩摩川内市ネーミングライツ事業実施要綱及び薩摩川内市ネーミングライツ事業募集要項等について、充分に理解した上で申し込みます。
- 2 薩摩川内市ネーミングライツ事業実施要綱第5条に規定する規制する業種又は法人等に該当していません。
- 3 役員名簿等の提出書類から収集した個人情報を警察機関へ提供することに同意します。
- 4 契約締結後に、薩摩川内市ネーミングライツ事業実施要綱第5条に規定する規制する業種又は法人等に該当することとなった場合は、薩摩川内市にその旨を書面により通知すること及びその内容をもって薩摩川内の判断により一方的に契約を解除する場合があることに同意します。
- 5 ネーミングライツパートナーとして決定の際に、市のホームページにネーミングライツ料の額、期間及び企業等名称の申込内容について掲載することに同意します。

年 月 日

薩摩川内市長

様

所 在 地 _____

法人名又は団体名 _____

代表者職氏名 _____

様式第3号（第9条関係）

役員名簿

法人名 又は 団体名	(フリガナ)		
代表者 職氏名			
所在地	〒		
役員	役職名	フリガナ	生年月日
		氏名	住所

様式第4号（第10条関係）

ネーミングライツ事業採用・不採用決定通知書

年　　月　　日

様

薩摩川内市長

先に申込みのあった下記施設のネーミングライツについて、薩摩川内市ネーミングライツ事業実施要綱第10条に基づく審査の結果、優先候補者として採用を決定しましたので（不採用となりましたので）通知します。

記

対象施設の名称	
---------	--

様式第5号（第14条関係）

ネーミングライツ事業契約解除通知書

年　　月　　日

様

薩摩川内市長

下記施設のネーミングライツについては、薩摩川内市ネーミングライツ事業実施要綱第14条第1項の事由により契約を解除します。

記

対象施設の名称	
契約解除事由	
契約解除日	

ネーミングライツ事業更新申込書

年　月　日

薩摩川内市長 様

所在地
法人名又は団体名
代表者職氏名

次のとおり、薩摩川内市ネーミングライツ事業実施要綱第15条の規定により、ネーミングライツ事業の更新を申し込みます。

対象施設の名称	
提案する愛称	
申込みの趣旨	
ネーミングライツ料	年額 円 (消費税及び地方消費税を含む。)
愛称使用期間	年月日～年月日

※ 申込の趣旨の欄には、以下の点を含めてご記入ください。

- ・ 貴社の今後の方向性（特にネーミングライツに関する部分）
- ・ 対象施設を希望する理由
- ・ 対象施設にネーミングライツを設定する目的
- ・ 対象施設の魅力向上に資すると考える点
- ・ その他貴社が本市に対してアピールしたい点

税情報の閲覧同意 ※同意する場合は <input checked="" type="checkbox"/>	□広告掲載申込みに当たり、市税等の滞納がないことを証する書類の提出に代えて税情報が閲覧されることに同意します。
--	---